シニアライフローン

２０２３年4月3日現在

１．商品名	・シニアライフローン…しんきん保証基金
２．ご利用いただける方	⑴ 当金庫の営業地区内にお住まいの方、又は営業地区内の事業所に勤務している方 ⑵ 年齢が満６０才以上で、最終返済時の年齢が満８０歳以下の方 ⑶ 当金庫にて年金を受給している、または当金庫で年金を受給する手続きを実施した方 ⑷ 年金担保借入が無い方 ⑸ しんきん保証基金の保証を受けられる方 ※上記（⑴）～（⑸）の全てを満たす方がご利用できます。
３．ご利用期間	・３ヶ月以上１０年以内
４．ご利用金額	・１００万円以内
５．お使いみち	・リフォーム（増改築・修繕）資金、自動車の購入資金、旅行費用のほか、健康で文化的な生活を営むために必要な資金
６．ご融資利率	・当金庫所定の利率とさせていただきます。固定金利型。
７．ご返済方法	・隔月元利均等・元金均等割賦返済（約定返済日は偶数月の１５日） （毎月元利均等・元金均等割賦返済も可能です。約定返済日は毎月１５日）
８．必要書類	⑴ 本人確認書 運転免許証（表裏） 運転免許証を取得されていない方は次のいずれか ① 個人番号カード（表面）②パスポート（２０２０年２月３日以前に交付されたもの）③顔写真付住民基本台帳カード（表裏）④運転経歴証明書（表裏） ⑤上記①②③④をお持ちでない方は健康保険証等 ⑤の場合には、住民票抄本や公共料金の領収書のご提示が必要です。 ⑵ 年収確認書類　公的所得証明、源泉徴収票、確定申告書控、年金裁定（改定）通知書または前年受取額を証する書類。 ⑶ お使いみちの確認書類（振込依頼書等）等。
９．事務手数料	・不要です。
10．保証料	・年０．５４％（保証料のお支払い方法は、毎月の返済元利金に上乗せとなります）
11．保証人	・しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。 （別途保証料が必要になります。）
12．担保	・不要です。
13．その他	⑴ ローンの詳しい内容、またはご融資利率やご返済の試算については、窓口にお問合わせください。 ⑵ ご利用に際してはお申込後審査をさせていただきます。 しんきん保証基金の保証が受けられない等、結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
14．苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス管理部（９時～１７時、フリーダイヤル：０１２０－３０８－７７０、電話：０３－３７４２－０６２１）にお申し出ください。
	紛争解決措置：東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能としておりますので、上記コンプライアンス管理部または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３－３５１７－５８２５）にお申出ください。なお、上記の各弁護士会（東京三弁護士会）に直接申立ていただくことも可能です。 また、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会にて、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）がございます。 ご利用いただける弁護士会など詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

さ わ や か 信 用 金 庫

さ わ や か 信 用 金 庫